

報告第11号

市長の専決処分事項の報告について

大田原市の豊かで美しい環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月4日提出

大田原市長 相馬 憲一

専決第12号

専 決 処 分 書

大田原市の豊かで美しい環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年7月27日

大田原市長 相 馬 憲 一

大田原市の豊かで美しい環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例

大田原市の豊かで美しい環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（平成31年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第2条第3項」を「第2条第2項」に、「同条第4項第1号」を「同条第3項第1号」に改める。

第12条第1項第4号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。